

降灰予報と火山ガス予報の業務開始について

気象庁では、火山現象の予報及び警報として、昨年12月1日から噴火予報及び噴火警報を発表してきました。今般、これらに加え、新たに降灰予報及び火山ガス予報の業務を開始することとしましたのでお知らせします。

なお、降灰及び火山ガスの警報については、警報基準等を今後さらに検討することとし、当面は予報のみを実施することとします。

1. 降灰予報

発表基準：噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

内 容：噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域（別紙1）

発表時期：第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表。

2. 火山ガス予報

発表基準：居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合

内 容：火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域（別紙2）

発表時期：原則として定時

注）該当する火山は、当面、三宅島のみ。新たな火山ガス予報の発表開始に伴い、現在、三宅島について提供している「火山ガスの広がりの見とおし」（別紙3）の発表は取りやめる。

3. 開始日時

平成20年3月31日10時（日本時間）

本件問い合わせ先：気象庁地震火山部火山課 電話 03-3212-8341（内線4532）